

特定非営利活動法人函館市スポーツ協会ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める定款及び公開可能な規程等については、次のページにて公開している。<https://www.hakodate-taikyo.com>

原則	自己説明項目	自己説明
[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	特定非営利活動促進法第29条の規定に基づく前事業年度の事業報告書等を総会終了後、速やかに北海道知事へ提出している。 また、同法第28条の規定により事業報告書等を備え置きしているほか、同法第28条の2の規定により、前事業年度の貸借対照表を作成し、電子公告（ホームページ）している。
[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(2) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	事業運営にあたっては、定款をはじめ、表彰規程、役員選任規程、事務処理規程、給与規程、旅費規程など各種規程を定めている。
[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(3) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 定款に定める理事の定数の取扱いや定年、就任期間、選任要件、任期のほか、役員を選出方法等を役員選任規程で定めている。 次期役員候補者は、加盟団体から推薦され、次期役員選出管理委員会で推薦者が役員選任規程に合致しているか審議後、理事会へ推挙し、理事会で承認を受けた次期役員候補者を総会に諮り、総会において選任している。 会長、副会長及び専務理事は、定款の規定に従い、理事の互選により選任している。
[原則2] 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	毎年度の事業計画書に「事業実施の方針」を掲げ、事業運営の基本的考え方、具体的な事業の概要、事業実施に関する事項を掲載し、総会で承認を得た後、ホームページで公表している。
[原則3] 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	平成26年4月1日に「特定非営利活動法人函館市スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を制定するとともに、「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」設置規程を定め、同ガイドラインが提起する、スポーツにおける暴力行為等に関する問い合わせに窓口を設置し、各種相談に対応している。 また、就任理事には、特定非営利活動促進法第20条各号に定める役員の欠格事由に該当しないこと、及び同法第21条の規程に違反しないことを誓約させている。
[原則3] 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	平成30年度の加盟団体代表者懇談会において、（公財）日本スポーツ仲裁機構の専門員を講師に迎え、「スポーツ団体のガバナンスとスポーツ紛争の予防」をテーマにスポーツ講演会を実施しており、加盟団体役員のほか、広くスポーツ指導者にも参加を促し、ガバナンスの点検やトラブル防止等に関する知識向上を働きかけている。 渡島管内の市町スポーツ協会で組織する渡島管内スポーツ協会連絡協議会が令和5年11月に開催した「ガバナンスコード講演会」に協会の役員並びに加盟競技団体の関係者が参加している。
[原則4] 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか	事務処理や職員の給与、旅費などの規程を定めているほか、協会の会計に関する運営基準を設け、適正に業務を進めている。

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則4〕 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(2) 函館市補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	函館市の補助金交付規則や要綱等の定めに従い、適切に処理をするとともに、定期的に函館市の監査を受けている。
〔原則4〕 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(3) 会計処理を公正かつ適切に行うため実施体制を整備すること	監事のうち1名は、外部の会計事務所から監事に就任いただいている。 毎月月初めに理事の月例監査を受けているほか、監事による中間監査(10月)及び年度監査(4月)を実施している。
〔原則5〕 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	特定非営利活動促進法の規程に基づき「貸借対照表」については、定款で定めた広告方法であるホームページに掲載しているほか、前年度の事業報告、決算及び総会で承認を得た事業計画および活動計算書についても、ホームページに掲載し、情報開示している。
〔原則5〕 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	定款や各種規程をホームページに掲載しているほか、役員、組織図、加盟団体等をホームページで情報開示している。
〔原則5〕 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(3) 顕彰事業に関する表彰の選考基準及び審査方法等の規程を整備し、開示しているか。	表彰規程及び細則を定め、ホームページに掲載し、情報開示している。
〔原則6〕 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード〈NF向け〉の個別の規程についても、その遵守について事故説明及び公表を行うべきである。	自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード〈NF向け〉の規定があるか	特に定めていない。